

甲賀市物価高騰対策地域応援クーポン券取扱店舗等募集要領

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内全市民の消費を下支えするため、生活応援クーポン券（以下「クーポン券」という。）を配布するにあたり、クーポン券の取扱店舗等を募集します。

1. 利用可能店舗等の申込資格

甲賀市内に店舗を有する事業者、甲賀市内に本店を有する事業者、甲賀市商工会に加盟している事業者のいずれかに該当する事業者。ただし、次の事業者は除きます。

- ・ 「9. クーポン券の利用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- ・ 暴力団、または暴力団員が経営に関与している事業者

2. 申込受付期間

令和8年3月1日（日）～令和8年11月30日（月）

※ クーポン券に同封する取扱店舗一覧への店舗名の印刷を希望する場合は、**3月31日（火）必着**でお申込ください。

※ 4月1日以降のお申込みについては、随時市ホームページにて取扱店舗等リストを更新し、掲載します。

3. 申込方法

次のいずれかの方法によりお申込みください。

①甲賀市ホームページに掲載する電子フォームに必要事項を入力してください。

→電子フォームからの申込

PCまたはスマートフォンにて甲賀市ホームページ（URL :

<https://www.city.koka.lg.jp/26373.htm>）をご覧ください、必要事項を入力の上お申込ください。右の二次元コードを読み取っていただくこともできます。

<二次元コード>



②甲賀市ホームページ（URL : <https://www.city.koka.lg.jp/26373.htm>）に掲示した「生活応援クーポン券取扱店申込書兼誓約書」に、必要事項を記入の上、メール、持参または郵送により以下までご提出ください。

甲賀市役所 総務部 総務課 総務統計係（担当：上島、上田、久米）

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053

TEL : 0748-69-2291 メール : koka10112000@city.koka.lg.jp

※登録料は不要です。

4. 市からの送付物

- ・ 申込資格を満たす事業者に対し、令和8年5月中旬以降、生活応援クーポン券取扱店の登録証を送付します。
- ・ 令和8年5月中旬頃、取扱店舗に掲示いただくポスター・ステッカーと併せて、取扱マニュアル（事業者用）（以下「マニュアル」という。）をお送りします。取扱マニュアルは、市ホームページにも掲載します。

5. 取扱店舗等の広報

- ・ 取扱店舗一覧を作成し、クーポン券に同封して全世帯に送付するほか、市ホームページに掲示します。
- ・ 4月1日以降のお申込みについては、随時市ホームページにて取扱店舗等リストを更新し、掲載します。

6. クーポン券利用期間

令和8年6月1日（月）～ 令和8年12月31日（木）

7. クーポン券の換金について

（1）換金期間

令和8年6月1日（月）～令和9年1月29日（金） 9時～16時まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季集中休暇期間は除きます。

（2）換金場所（予定）

甲賀市役所別館 2階 会議室 202、203

（3）換金手続き

詳細はマニュアルに記載します。

クーポン券取扱店舗等募集申込時に記載いただいた金融機関への振り込みとなりますのでご注意ください。※その場での現金引換えはできません。

（4）換金スケジュール

令和8年6月1日（月）から換金受付を始め、期間内であれば何度でも換金可能です。ただし、振り込みには3週間～1ヶ月程度要します。なお、書類不備等がある場合や換金依頼が混み合っている場合は、1.5ヶ月程度要する場合があります。詳細は、マニュアルに記載します。

8. 配布冊数

2種類のクーポン券を合計6,000円分市内の全市民に配布

橙色のクーポン券 市内全店舗で利用可能 1冊（500円券を6枚）3,000円

青色のクーポン券 市内に本店を有する事業者及び甲賀市商工会に加盟している事業者専用
1冊（500円券を6枚）3,000円分

<クーポン券の使用範囲>

事業者区分	橙色クーポン	青色クーポン	最大利用可能額
①市内に店舗を有する事業者	○	×	3,000円
②市内に本店を有する事業者	○	○	6,000円
③商工会に加盟している事業者	○	○	

9. クーポン券の利用対象とならないもの

- ・ 債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金・保険料等）。
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条 第 3 号に規定する製造たばこ購入。（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い。
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い。
- ・ 公序良俗に反するもの。
- ・ クーポン券の交換又は売買。
- ・ その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの。

10. その他留意事項

- ・ クーポン券は、取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。
- ・ クーポン券は、現金との引き換えは行いません。
- ・ クーポン券のつり銭は支払えません。
- ・ クーポン券には偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（甲賀市）は責を負いません。
- ・ 取扱店舗等において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示してください。

【甲賀市物価高騰対策地域応援クーポン事業の概要】

名称	甲賀市生活応援クーポン券 2026
発行予定額	5億3,100万円
印刷部数	177,000冊
額面（クーポン券1枚あたり）	500円
配布単位（1人あたり）	①市内店舗利用分 500円券×6枚（1冊3,000円相当） ②市内に本店を有する事業者及び甲賀市商工会員の事業者利用分 500円券×6枚（1冊3,000円相当）

配布対象者	令和 8 年 4 月 1 日時点において甲賀市の住民基本台帳に登録されているもの（以降の転入者・出生者も随時配布する）
利用条件	500 円以上の買物毎にクーポン 1 枚(500 円券)が利用可
利用期間	令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 12 月 31 日（木）
取扱店舗等	申込資格を満たす事業者のうち公募により決定
換金場所（予定）	甲賀市内 1 箇所（甲賀市役所別館 2 階 会議室 202、203）